

## 〔施設紹介〕

## 東京都障害者福祉会館

松原 征男

## 1. はじめに

一般社会においてはマイノリティである障害者がマジョリティになる場がある。障害のある方等が一日あたり500人以上利用する「東京都障害者福祉会館」はこの役割を担っている。

この会館は、同じ障害のある仲間同士が触れ合い、情報を共有し、閉ざされた心を開くオアシスであり、社会的な活動を促す源泉ともなっている。

## 2. 会館の設置目的および沿革

東京都障害者福祉会館（以下、会館という）は、「心身障害者の社会活動を促進するため、文化、教養及び娯楽の機会を提供し、集会の便宜を図り、相談及び資料の提供等の情報の普及を図ることにより心身障害者の福祉の向上を図ること」を目的としている。

沿革は、昭和40年代前半から障害者団体による集会の場（障害者の活動拠点）としての会館建設の要請運動が展開され、同46年1月に「身体障害者総合福祉会館建設」の請願・趣旨採択がなされた。その後、各種団体との建設協議会がもたれ、同50年に開館し、現在22年目を迎えている。

根拠法令は「東京都障害者福祉会館条例」であり、東京都の単独事業である。

## 3. 事業内容・利用実績

会館の事業内容は、大きく五つの事業に分けられる。

## 1) 集会室等の施設の利用公開

集会室の数は16室、利用時間は午前、午後、夜間に分かれている。前年度は約2百団体が利用申請をし、利用者は年間196千人、一日あたり500人以上が利用している計算となる。（表1参照）

利用目的は、会議、趣味等のサークル活動、ボランティア活動、料理教室などが主なものである。団体内の趣味的な活動のほかに、対外的・社会的活動も行われている。

## 2) 福祉に関する講習・講座等の開催

聴覚障害者向け手話講習会、視覚障害者向けアマチュア無線講習会、都民向けボランティア入門講座、喉頭摘出者の発声訓練、視覚障害者・知的障害者向けパソコン教室、知的障害者向け料理教室、全障害者向け暮らしの経済教室など、教養および地域における自立生活に必要な内容の講習や先駆的な講座などを行っている。

## 3) 福祉に関する情報の収集及び提供

障害関連の図書（6,620冊）・障害者団体機関誌（年間750冊）の閲覧を行っている。年間利用者数は延べ5,600名、図書の年間貸し出し数は196冊である。

表1 障害別利用人員

	平成5年度			平成6年度			平成7年度		
	人員	月平均	%	人員	月平均	%	人員	月平均	%
視覚障害	20,687	1,723.0	11.2	21,269	1,772.4	10.8	22,580	1,881.0	11.5
聴覚障害	80,269	6,689.1	43.5	85,652	7,137.7	43.4	79,424	6,618.6	40.7
肢体不自由	14,122	1,176.8	7.7	15,745	1,312.1	7.0	14,150	1,179.2	7.2
知的障害	3,912	326.0	2.1	4,087	340.6	2.1	5,041	420.1	2.6
その他の	46,369	3,864.1	25.2	51,750	4,312.5	26.2	50,718	4,226.5	25.9
個人	18,825	1,568.8	10.2	18,968	1,580.7	9.6	23,712	1,976.0	12.1
計	184,184	15,348.7	100.0	197,471	16,455.9	100.0	195,625	16,302.1	100.0

また、福祉関連のビデオテープの館内利用もできる。

#### 4) 福祉に関する相談

会館設立以来、同じ障害のある相談員が担当する障害別福祉相談（同障害者相談、ピア・カウンセリング）及び弁護士による法律相談などを行っており、平成7年の相談件数は490件を数える。

#### 5) 視覚障害者への文字情報サービス

手紙の代筆や代読など、点訳、墨訳、朗読等のサービスを行っており、平成7年度には約1,300件の利用があった。

#### 6) このほかの事業

〈障害者の口・週間イベント〉

都民に対する啓発事業として、平成5年から「ふれあいの祭典」を実施している。



主催は会館を利用する障害者団体とサークルの自主参加によって構成される実行委員会であり、会館は共催の立場で参加している。

第4回目当たる平成8年度は、「理解と共感の場づくり」を目指して、「Society For All」をテーマに、12月6、7、8日の3日間、開催した。会期中に2,300人の参観者があった。

このほかのサービスとしては、字幕つきの映画フィルムの貸し出し、視覚障害者用パソコンの利用、録音室の利用、印刷関連機器の利用、リフトバスなどの利用がある。また、電話、FAX、コピー機の利用もできる。

#### 4. 利用方法等

会館を利用できる者は、心身障害者及び関係者で、料金は無料である。利用時間は、午前9時から午後9時30分まで（火曜日のみは設備整備等の関係で午後5時まで）になっており、休館日は年末年始のみの通年開館である。

集会室の利用は、障害者が主対象であるが家族、ボランティア等の関係者も利用できる。定期的な利用は事前申請。空き集会室利用は随時予約を受けている。

#### 5. 会館の運営

東京都が設置し、直接運営している。組織は1課3係で常勤職員17、嘱託14、非常勤職員4、相談員（委嘱）30名によってサービスを提供している。都民サービスの施設なので、利用する障害者の意向を尊重した運営に努めている。各種障害者団体の代表による運営委員会、個々の利用者の参加による利用者懇談会の開催のほか、意見箱も設置している。

#### 6. 障害者に適した主な施設設備

JR田町駅から徒歩5分、地下鉄三田駅A8出口すぐと交通の便よさは抜群である。付帯設備としては、駐車場、自動ドア、エレベーター、手すり、車イストイレ、点字誘導ブロック、盲導鈴、点字案内板、拡大写本機、盲人用パソコン、増幅器付き電話機、ループ付き集団補聴器、OHP、液晶プロジェクターなどがある。

なお、JR田町駅・地下鉄三田駅から会館まで点字誘導ブロックが敷設され、地下鉄三田駅NEC出口のエレベーターは、昇降式になっている。

#### 7. おわりに

障害者サイドからは、障害者が主体となった活動の拠点・啓として位置づけられた会館は、設立以来、既に22年経ようとしている。1970年代に障害者福祉の理念としてのノーマライゼーションが目ざされはじめ、東京都においては、1981年の障害者年などを通してこの理念が、一般市民に浸透してきている。現在では、障害者自身が一般都民へ「理解と共感」を求めて交流し、情報を発信しようとする時代へと変化をみせている。「ふれあいの祭典」はこの好個の例といえよう。

会館の事業は、生活的側面を持ちながらも、文化的な事業が多く、主対象は障害者であるものの、一般都民をも対象としたボランティア入門講座などを実施し、社会的障壁の解消にも努めてきている。

開設時の「障害者の啓論」から、新たな時代のニーズを取り込みながら「障害者の文化発信基地論」への展望がもたれてきているところである。

所在地 〒108 東京都港区5-18-2

TEL 03-3455-6321 FAX 03-3454-8166